

港区の施策・事業等について 部会で出された主なご意見と区役所の対応・考え方

○こども青少年部会（平成 27 年度第 4 回：平成 28 年 3 月 17 日開催）

番号	意見	区役所の対応・考え方
①	まちづくりビジョンの成果目標として、大阪市平均を上回る学校数を小学校 6 校、中学校 4 校と設定することがよいのか。 目標に掲げるなら全校が上回ることを目指すべきではないか。	まちづくりビジョン素案策定に向けた（案）の成果目標は、国語 A・B、算数（数学）A・B の 4 科目のうちいずれかの科目で大阪市平均を上回る学校数とした。これは、4 科目中 1 科目でも大阪市平均を上回る学校数を増やすことを目指したものであった。 しかし、ご指摘のとおり、この成果目標が達成できても、一部の学校において市平均を上回らない場合もあり得るものとなっている。 また、3 月 23 日に開催した区教育行政連絡会において、学校から同様の意見が寄せられ、さらに、区には、学力向上のために家庭教育の促進のための取組みを期待している旨の意見を受けた。 これらを踏まえ、成果指標を、全国学力・学習状況調査の授業時間以外の 1 日あたりの勉強時間が「30 分より少ない」、「全くしない」と答えた児童・生徒の割合の合計に変更する。また、成果目標は、区内全小中学校において、各校の現状値（平成 27 年度）をそれぞれ 5%改善することを目指すこととする。
②	平均点（平均正答率）を 1 点（1%）上げるのも難しい中で、小学校、中学校ともに半分の学校が、大阪市平均を上回るのも難しい課題なのではないか。	
③	去年、配布された「みなりん学習ドリル」は、中学校に提出することとしているが、どのように活かされたか、その結果が今年どの様に表れているかが知りたい。 また、回収率はどうだったのか。	「みなりん学習ドリル」は小学校 6 年生が中学校 1 年生になる春休みの期間に、保護者がこどもの家庭学習に取り組むにあたっての教材として活用していただけるように作成したものである。 毎日、算数・国語を 1 ページ、英語は 2 文字程度、毎日保護者が採点する、2 週間分のドリルとなっている。提出先を中学校の担任としたのは、そのことによってドリルへの取組みをより一層促進するためである。 従って、中学校での提出後の活用は想定していないが、昨年に引き続き、今年度も「みなりん学習ドリル」を配布したので、前回及び今回について各学校から聞き取りを行うなど、回収率や活用状況等の把握を行う。 また、把握した内容を今後の取組みに反映していく。

④	学校協議会について、各校での開催日程や各校の協議会の委員構成をホームページで公表して欲しい。 また、学校で大きな事案が生じたときには、個人情報などに配慮したうえで学校協議会の委員に情報共有をして欲しい。	学校協議会の開催日程は、各学校のホームページに1週間前までに掲載することとなっている。また、区役所のホームページにも港区内の全学校園の開催日程を掲載している。委員構成は、掲載することとなっていないが、掲載することは可能なので、学校園に掲載希望があったことを伝える。 学校で大きな事案が生じた場合は、学校協議会の委員と情報共有することは必要と考えており、大きな事案が生じた場合には、これまでも学校に学校協議会への情報提供を助言してきたところであるが、区政会議でご意見が出されたことを伝え、改めて学校協議会と積極的に情報共有に努める。 傍聴は、学校協議会の活性化に資することと考えるので、委員の傍聴については、積極的に参加していただければと考える。 開催場所は、多くの傍聴者が来られた場合にも対応できるよう、会議室で開催することが必要と考えるので、ご意見を学校園に伝え、改善していく。
⑤	学校協議会に傍聴がないのであれば、学校協議会を活性化するために、私たちこども青少年部会の委員が手分けして、傍聴しに行ってもよいのか。 とはいえ、校長室で開催されていたりして物理的に傍聴できるようになっていない。また、表示しているとは言え、実際には校長室には入りにくい。	
⑥	こどもによる暴行、集団暴行が各地で起こっており、港区においても起こっている。 暴力はダメということを徹底し、加害者にも被害者にもならないように子ども達に教えていかなければいけない。 子ども会として、28年度には警察の方を招いて子ども達に話をしていただく場を設けるつもりである。 しかし、子ども会だけではなく、学校、PTA、地域、この区政会議など、あらゆる団体や関係者が広く取組んでいただきたい。 また、この問題を防災・防犯部会でも取り扱って欲しい。協力をお願いする。	子ども会も参画している港区青少年健全育成推進会議は、平成26年6月に少年非行防止活動ネットワークに加入している。少年非行防止活動ネットワークの支援メニューの一つに、加入団体への警察官の講師派遣があるので、子ども会の研修会への派遣について調整する。 現在、地域ボランティア、学校、保護者、警察、その他関係機関等と連携し、青少年の健全育成、非行防止の取組みを進めているところであるが、子どもたちが被害者や加害者とならないための取組みについて、今後、より一層、取り上げていく。 また、今回の意見を、区政会議防災・防犯部会や地域防犯活動情報交換会においても情報を共有し、子ども会の取組みが広がるように協力する。

○防災・防犯部会（平成 27 年度第 4 回：平成 28 年 3 月 14 日開催）

番号	意見	区役所の対応・考え方
①	現在、地域で行っている訓練は小学校への避難が中心だが、民間の津波避難ビルへ避難するような訓練はできないか。	これまでは、津波避難ビルを出来る限り多く確保することに重点を置いた取組みを行ってきた。 現在、防災訓練時に津波避難ビルに一時避難した後に小学校へ避難するという取組みを行っている地域もある。 今後は、津波避難ビル所有者等に対して避難訓練の参加についてアンケートを実施するなど、一時避難の訓練に協力いただけるよう呼びかけを行う。
②	港区内の防潮堤の整備状況を知りたい。計画に記載していただきたい。	平成 25 年に大阪府から公表された南海トラフ巨大地震に伴う津波浸水想定をもとに平成 26 年度より府市連携して防潮堤の耐震・液状化対策に取り組んでおり、平成 26 年度は 0. 2 km、平成 27 年度は 0. 1 kmの防潮堤耐震化整備を進めた。 上記内容を計画に記載する。
③	大阪みなと中央病院との連携について、弁天町駅前へ移転した後のことが書かれてあるが、それまでの間においても防災上の連携をお願いしたい。	現在、大阪みなと中央病院では、津波を伴う地震が発生した場合に備え、毎年、病院の上階へ避難する訓練を実施しているとのことである。 大阪みなと中央病院は、区内唯一の「災害協力病院」となっており、大規模災害発生時には入院を要する中等症患者を中心に率先して受け入れることになっている。 また、区役所と区医師会が締結した「災害時における医療救護に対する活動協力についての確認書」に基づき、医療救護活動の中心的な役割を果たすことになっており、大阪市の移動型防災無線（MCA無線）を配備し、災害発生時の連携を図るなど、当該病院との協定により今後想定される南海トラフ巨大地震に対応できる災害時医療の連絡体制を構築する。

番号	意見	区役所の対応・考え方
④	将来ビジョンについて、港区の放置自転車対策に関して、具体的な取組みを掲載してほしい。	「2. 安全・安心・快適なまちづくり」の「主な施策」の「(3) 歩行や移動の安全性等の確保」の中で、「地域住民や関係団体との協働による放置自転車に対する啓発活動を強化するとともに、放置自転車禁止区域において、港区の実情に応じた効果的な放置自転車の撤去を行う」ことを掲載している。 弁天町駅前ロータリーの放置自転車は減少しているが、更に駅前の店舗やマンション付近での放置自転車に対する啓発活動を地域住民や関係団体との協働により行っていく。
⑤	地域安全マップづくりについて、地域と子どもたちが協力して、フィールドワークを行い、情報を共有しながら学習する効果のある取組みと認識している。この取組みを継続するとともに、作成したマップ情報を地域で受け継いでいくことが重要と考える。	港区では、平成 22 年度から 26 年度の間、区役所が小学校に働きかけて、地域・警察と連携して、授業の中で実施していただいた。 午前中に児童と地域の方が校区内を歩いて、「入りやすい場所」であり「見えにくい場所」は「危険な場所」との視点で調査を行い、午後の授業でマップづくりを通して、自分の住むまちに関心を持ち、どのような場所が危険なのか、犯罪に遭わないためにはどのようにしたらよいのかなどを学んでいただいた。 この取組みでは、マップづくりが目的でなく、子ども自身が考え、子ども自身の力で、犯罪が起りやすい場所を見つけ、理解することで、犯罪被害を回避する力を身につけることを目的として実施した。 地域安全マップづくりの取組みについては、マニュアルを作成し、学校や地域に配付しており、小学校や地域が地域安全マップづくりに取組む場合、区役所としても支援を行う。 今後、区役所としては、「こども 110 番の家」事業の活性化に重点を置き、子どもたちがトラブルに巻き込まれそうになったときに駆け込み、助けを求めることができる地域の協力家庭や店舗・事業所を増やし、こどもたちが安心して暮らせる環境を整備したい。

⑥	地域として、犯罪抑止のために「こども 110 番の家」をもっと増やす必要があると考えており、協力をしてほしい。	「こども 110 番の家」事業は、地域のこどもは地域で守るとの趣旨で平成 10 年から始まった事業である。毎年、各小学校が町会等の協力のもと、新規登録を進めてきたが、継続の意向確認が十分にできていなかった。 そこで、平成 27 年 3 月に、全登録者に対して継続登録の意向を実施した。 その結果、継続登録できない協力家庭・事業所が確認され、一時的に登録数が 522 件から 307 件（未確認数 151 件除く）に減った。その後、平成 27 年 7 月に区役所から直接、各町会長に新たに協力家庭・事業所を登録いただくよう依頼した結果、現在 509 件（未確認数 57 件除く）の協力家庭・事業所を確保することができている。 こども 110 番の家を増やすことは重要であると考えており、区役所では、広報みやとや区ホームページを通じた協力家庭・事業者の募集や企業まちづくり交流会の参加企業に加入勧奨を随時行うなどの取組みを行っている。今後とも、引き続き協力家庭・事業者を増やしていくための取組みを行っていく。 また、協力家庭・事業所の位置を掲載した「こども 110 番の家設置状況地図」を作成し、小学校を通して全保護者に配布するとともに各町会に情報提供し、区役所のホームページにも掲載してる。今後、その地図を活用して「こども 110 番の家」を子どもに認識してもらう取組みを学校や P T A、地域等と連携して行っていく。
⑦	防犯カメラの設置は、犯罪抑止効果が高いと認識しており、大阪市が子どものための見守り防犯カメラの設置に重点的に取組むことに期待している。	大阪市では、「街頭犯罪抑止チームの集中投入事業」として平成 26 年度から平成 28 年度までの 3 年間の予定で、主に夜間を中心に制服を着用した自転車での巡回パトロールを実施している（3 年間で約 10 億円、120 名/年）。平成 28 年度以降はこの事業を再構築して、昼夜間問わず 24 時間作動し犯人検挙の決め手にもなり、犯罪抑止や住民の安心感の観点からより有効な子どものための「見守り防犯カメラ」を、公園や通学路などに 3 年間で 1,000 台設置する方針である。 港区としても、防犯上必要な場所に適切に設置できるように警察や地域等と調整を進める。

⑧	防犯対策の強化に向けて、防犯協会と区役所との連携や交流が進んできたと感じている。	港区役所では、各地域の防犯活動が効果的・効率的なものとなるように、平成 27 年 5 月に、各地域の防犯活動の窓口になる方を登録いただき、区の支援に関する説明会や地域防犯情報交換会を定期的に行っている。 一部の地域で、区への登録者と港防犯協会の地域の代表者が異なることから、港防犯協会にも説明会や地域防犯情報交換会に参加いただくなど、警察や港防犯協会との連携を強化している。
---	---	---

○福祉部会（平成 27 年度第 4 回：平成 28 年 3 月 15 日開催）

番号	意見	区役所の対応・考え方
①	ピアカウンセリングの実施回数が平成 27 年度に比べて減っているが、現状においてニーズはあり今後も継続的に実施していただきたい。	ピアカウンセリングの重要性は十分認識している。実施回数を 12 回から 7 回に減らす一方で、面接を受けた方々による意見交換や仲間作りの機会を設ける等の見直しを行い、予算の制約がある中で効果的、効率的な事業手法となるよう検討を行う。
②	地域包括ケアシステムについて、第 4 章「施策の展開」への記載はないのか	高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるように地域包括ケアシステムを構築することは、介護保険法に基づく地域支援事業として市町村の責務として取り組むこととされている。医療・介護の関係機関が連携し、他職種が協働してサービスを一体的に提供できるよう、港区として、連携のための方策の検討や研修の実施、ネットワークづくり、在宅医療介護連携のための相談窓口の設置を行うこととしており、計画に記載を加える。
③	障害者差別解消法が 4 月から施行される。合理的な配慮の提供が規定されているが、区政会議に障がい者の方が参画いただき、意見を聞かなければならないのではないのか。	大阪市においては、合理的な配慮の解釈については、現在職員対応要領を作成している。審議会に障がいのある方に参画いただきご意見をいただくこと等については、対応要領に記載はないが、障がいのある方も含めて幅広い住民の意見を区政に反映できるよう検討してまいります。
④	港区地域福祉計画（改定素案）には、「平成 29 年 4 月までに予防給付について、介護事業者だけでなく、地域団体や NPO 等、多様な担い手によるサービスが求められている」と記載がある。一方、他区では実費で家事支援をしていると聞いているが、港区では予防給付はどのように進んでいるのか。	介護保険法の改正に伴い、予防給付である訪問介護と通所介護について、市町村が地域の実情に応じて多様な担い手による柔軟なサービスが可能となるように実施することとされており、介護保険事業として実施するサービスの基準については大阪市として検討がなされている。 また、港区で実施しているシニア・サポート事業では地域で簡単な日常的なサービスについて無償ボランティアがサービスを提供している。無償での提供が難しい生活支援サービスについて、今後どのようなサービスが必要かを各地域で話し合いながら、多様な担い手によるサービスの創出を促進していきたい。

⑤	「みんなと子育てしチャオ会」が発行している「みなときっず」はとても良い情報紙であり、社会福祉協議会の共同募金の配分金を活用して作成されている。 しかし、次年度以降の配分金の拠出は保証されていないので、区から、これまでの人的支援に加え、経費面でも支援いただけないか。	「みなときっず」は区内の子育てサロン等を利用しておられる方を中心に、幅広く読まれている情報誌として定着している。また、区役所では、区の広報紙「広報みなと」、ホームページ、フェイスブック、ツイッター等で子育て支援情報を提供している。今後、子育て支援機関やグループと連携して、多様な子育て支援情報やこども関係情報をとりまとめ、効果的に発信できるように検討していく。
---	--	---